

## 第3期佐世保市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務に係る企画提案募集要項

### 1 目的

今回策定する計画は、

- ・「佐世保市総合計画」における子ども未来政策に関する実行計画
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画
- ・「子ども・若者育成支援法」に基づく市町村行動計画

として位置付ける計画の策定を支援する業者の募集・選定に係る必要な事項を定めるものである。

※「こども基本法」に基づく市町村こども計画については、「こども大綱(令和5年12月発出予定)」に明記される事項を勘案することを想定する。

### 2 委託業務名

第3期佐世保市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

### 3 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。選定にあたり、書類審査、プレゼンテーション審査を行います。

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 5 納入場所

佐世保市子ども未来部子ども政策課

### 6 業務の仕様等

資料1「第3期佐世保市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### 7 委託経費見積額に係る上限額

10,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、上限金額を超過した提案は失格とします。

### 8 提案資格

提案参加にあたっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とします。

- (1) 佐世保市の市税・国民健康保険税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者。

(佐世保市に納税がない者については、本社・本店の所在する市区町村で市税・国民健康保険税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者。)

- (2) 提案参加申請の提出期限の日及び提案審査日を基準として、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は6か月以内に、取引銀行において、不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
- (3) 破産法第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (4) 本市又は他の自治体において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定業務実績がある者。

なお、上記を満たすものであっても次の事項に該当する者は、提案に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 佐世保市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止及び指名除外期間中の者。
- (3) 次のイからホまでのいずれも該当しない者。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 9 募集要項に関する質問の受付等

本募集要項についての質問の受付及び本市からの回答は全てメールで行います。

### (1) 受付期間

令和5年12月19日（火）17時までとします。なお、受付期間外の質問については、一切受け付けません。

### (2) 提出先

佐世保市子ども未来部子ども政策課（本要項の最後に記載している担当部署）

### (3) 提出方法

別紙5「質問書」（Word）に必要事項を記載し、メールにて提出してください。この場合、電子メールの表題を「公募型プロポーザルに関する質問」としてください。

なお、市が質問を受け付けた旨の確認メールを送信しますので、確認メールが届かない場合は、担当部署に電話で確認ください。

(4) 本市からの回答方法

提出された質問に対する回答は令和5年12月20日(水)17時までに参加申請書を提出された方全員にメールで回答します。

## 1.0 提案参加の意思確認

提案に参加される業者は、令和5年12月20日(水)12時までに、別紙1「参加申請書」(Word)をメールにて提出してください。

(提出先：佐世保市子ども政策課(本要項の最後に記載している担当部署))

## 1.1 提案書等の作成方法・提出

(1) 作成方法

別紙2「提案書等作成要領」(以下「要領」という。)のとおり。

(2) 提出先

佐世保市子ども未来部子ども政策課(本要項の最後に記載している担当部署)

(3) 提出期限

令和6年1月9日(火)17時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。郵送の場合は、消印の日付ではなく提出期限必着ですので、ご注意ください。提出期限後は、一切受け付けません。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日は受領しません。

(5) 提出物

①要領に定める資料(提案書及び見積書は1部正本、9部副本)

※提出期限終了後の資料の修正等は一切認めません。ただし、佐世保市子ども政策課の指示により修正等を依頼する場合があります。

※副本の9部は業者名を伏せて提出してください。

②「佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿」に登録のない者は下記書類を書類提出日に各1部ずつ提出してください。(写し可)

・登記事項証明書(法務局)

・業務許認可等証明書(必要に応じて添付)

・佐世保市内に本店又は支店・営業所等がある者は、佐世保市が発行する市税・国民健康保険税に未納がないことの証明書(本市指定様式)、及び税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(その3の3)

・佐世保市内に本店又は支店・営業所等がない者は、税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(その3の3)

※いずれの証明書も提出日の3か月以内のもの

(6) 留意事項

①提出に要する経費は、全て提案者の負担とします。

なお、下記「1.2 一次審査」、「1.3 二次審査」に要する経費も同様とします。

②提出物に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

- ③提出期限終了後の提出物の修正等は一切認めません。ただし、必要に応じて佐世保市子ども政策課から提出物の修正や追加資料の提出等を依頼する場合があります。
- ④提出物は返却しません。
- ⑤提出物の著作権は、提案者に帰属します。ただし、提出物は、佐世保市情報公開条例の規定に基づき、公開することがあります。
- ⑥提案者は、提出をもって本要項、要領及び仕様書の内容を承諾したものとみなします。

## 1.2 一次審査（書類審査）

提出された資料をもとに佐世保市子ども政策課において、書類審査を行います。

### （1）審査方法

本要項及び要領に基づき、資料が作成・提出されているか確認します。

※提案者多数の場合は、提案内容を審査し、上位数社のみ二次審査を行うこととします。

### （2）審査結果の通知

審査結果を令和6年1月11日（木）までに提案者全員にメールで通知します。その際、一次審査通過者に対し、二次審査の日程を通知します。

※審査内容及び結果についての異議は認めません。

## 1.3 二次審査（提案者プレゼンテーション審査）

提案者は、審査委員に対し、提案書に基づく説明を対面によるプレゼンテーション形式で行うこととします。

### （1）プレゼンテーション開催日（予定）

令和6年1月19日（金）9：45～17：00

場所：佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）6階研修室3

時間：プレゼンテーションの実施順については、佐世保市子ども政策課が決定し、二次審査の日程の通知と併せて提案者に通知します。1提案者あたり、質疑応答を含め、40分程度を予定しています。

※佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）4階子ども未来部会議室を提案者控室とします。

※提案者は市が指定する時間までに控室にお越しくください。また、プレゼンテーション終了後、速やかに退席・退庁してください。

※審査場所・提案者控室が変更となる場合は、開催日の前日までにメールで通知します。

### （2）プレゼンテーション参加者

業務受託の際に担当者となる方は、必ず出席してください。出席者は4名以内とします。

### （3）プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは提案書に基づき実施します。

※説明資料を活用することも可能ですが、提案書を補足する内容であることを条件とします。

説明資料を活用する場合は、当日10部準備してください。（公平な審査を行うため、会社名等は伏せてください。）

※説明の際にパワーポイントの使用を可能とします。（ただし、こちらにおいても会社名等は伏せてください。）使用する場合は、パソコン及びデータをお持ちください。プロジェクターは

佐世保市子ども政策課が準備しますが、機器の不具合等によりプレゼンテーションが行えない場合であっても、市は一切の責任を負えませんので、あらかじめご承知ください。（なお、プロジェクターの機種はEPSONのEB-W05となります。接続端子はHDMI、D-s u bです。）

(4) 審査方法

佐世保市子ども未来部職員で組織する審査委員会が、提案内容について総合的な審査・評価を行います。

(5) 不測の事態への配慮

プレゼンテーション当日、天変地異等不測の事態が発生した場合は、審査委員会で協議の上、後日プレゼンテーションの機会を設ける場合がありますのでご了承ください。

## 1.4 審査結果の通知

「1.3 二次審査」の(4) 審査方法の審査委員会の審査・評価に基づき、最も優れた提案を選定し、二次審査参加者全員に、令和6年1月22日(月)頃に通知します。

※佐世保市子ども政策課の通知前に、審査結果等に関する問い合わせには一切応じません。

※審査結果についての異議は認めません。

## 1.5 担当部署

佐世保市子ども未来部子ども政策課 (〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

担 当：熊本、川口

電 話：0956-24-1111 (内線5411～5412)

(夜間直通：0956-25-9693)

F A X：0956-25-9673

E-Mail：[kodosei@city.sasebo.lg.jp](mailto:kodosei@city.sasebo.lg.jp) (子ども政策課)

以 上